

第3章 平野区の特性を踏まえた地域保健福祉

平野区は市内で最も人口が多く、校区数も多い一方で、人口減少が進み高齢化率が上昇し続けています。また、障がい者手帳の所持者数も増加傾向にあります。出生数も多く、加えて子育てに関する相談も多いことから、多岐にわたる多様な福祉ニーズがあります。複合化する生活上の課題は、既存の制度の対象となりにくく、「総合的な相談支援体制の充実（つながる場）」事業のように、それぞれの仕組みや制度の垣根を超えて、包括的な支援体制をつくっていくことも必要です。

みなさんが住んでいる地域にもそれぞれの特徴があり、その住民であるみなさんも多様性がある中で、様々な解決していくべき課題がありますが、平野区に関わる全ての人がお互いを尊重し、つながり、支えあいながら、誰ひとり取り残すことのない「地域共生社会」を推進していきましょう。

そのためには、第2章においてみなさんにお示した、第3期計画の理念と、課題解決に向けた取組の方向性を示した3つの基本目標「つながり」「見守り」「人材・社会資源」の考え方にに基づき、平野区の特性を踏まえ、次のような視点で地域保健福祉を推進していきましょう。

平野区における具体的な取組

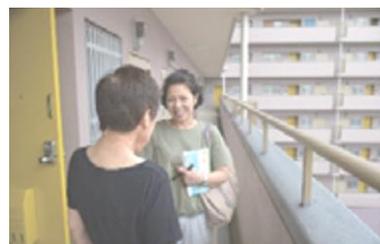
- 1 高齢者がいつまでも安心して暮らし続けることができる
平野区をめざして
- 2 障がいのある人もない人もみんなで支えあえる平野区をめざして
- 3 こども・子育て世帯をみんなで支えあえる平野区をめざして
- 4 安全で安心な平野区をめざして

1 高齢者がいつまでも安心して暮らし続けることができる 平野区をめざして

(1) 相談支援の取組

① 平野区内に5つの地域包括支援センター※と6つのランチ※を配置し、介護や福祉に関する総合相談窓口として高齢者の様々な支援に取り組んでいます。また、地域包括支援センターや介護支援事業所等が地域活動との連携をめざして「平野区地域包括支援センター運営協議会」を開催し、引き続き、各地域における課題の共有や解決に向けた検討を行っていきます。

② 平野区では、概ね小学校区単位の23地域に地域福祉活動コーディネーターを配置し、相談体制を構築しています。みなさんのより身近な相談者となるよう引き続き配置します。また、地域福祉活動コーディネーターが様々な地域活動に関わりながら、新たな担い手の発掘・育成にも取り組んでいきます。



地域福祉活動コーディネーターの見守り訪問

(2) 認知症に関する取組

① 高齢者が住み慣れた地域で生活し続けるためには、健康維持やいきがいくりに向けた取組を、地域の中でも進めていくことが重要です。特に、認知症に関しては、るんるんネット※（平野区認知症高齢者支援ネットワーク連絡会）において、区民や支援者への正しい理解の促進や、支える人のつながりづくりを目的とした講演会、交流会等を行っています。また、平野区認知症予防推進事業（いきいき脳活）として、「平野区いきいき脳活サポートマニュアル」を活用した、地域における認知症予防の取組を支援していきます。

② キャラバンメイト※では、認知症の当事者やその家族を温かく見守る、認知症サポーター※（キッズサポーター含む）養成のための講座を通じて、地域での認知症理解を広げていきます。ひらのオレンジチーム※（認知症初期集中支援チーム）は、認知症（若年性認知症含む）専門相談窓口として家庭訪問等による当事者やその家族への初期集中支援、地域の認知症対応力向上のための体制構築に取り組んでいきます。

(3) つながりづくり・居場所づくりの取組

① つながりづくりは、みなさんが住んでいる身近な場所で取り組まれている様々な活動に参加していただくことから始まります。全戸配布している区の広報紙や区社協だより等の紙面を活用して区内各地域の活動を広く周知していきます。



平野区社協だより

② 各地区社会福祉協議会等で実施している「ふれあい喫茶※」や住民主体で実施している「いきいき百歳体操※」等の地域活動に対して、区社協や地域包括支援センター等の専門職と協働して高齢者のいきがい

づくり、居場所づくり活動への支援を積極的に行っていきます。このような地域活動は地域のボランティアが取り組んでおり、引き続き持続性のある地域活動となるよう、次世代育成の観点からSNSや様々な広報媒体を活用して、新たな担い手の発掘と育成を区社協、ボランティア市民活動センター※と連携して取り組んでいきます。



ふれあい喫茶（瓜破北地域）

また、各地域で実施している「食事サービス※」活動を通じて、日頃からの地域住民同士の緩やかなつながりづくりを進めながら、住民のみなさんが地域から孤立することのない取組を進めていきます。必要に応じて専門職である平野区見守り相談室※に配置されたCSW※による訪問活動を行っていきます。

③ 今後団塊の世代が75歳以上となり、住んでいる地域でいきいきと暮らし続けるため、平野区ささえ愛支援員※（生活支援コーディネーター）により、地域資源を発掘しながら高齢者の居場所づくりやいきがいづくり活動、生活支援サービス（有償による助けあい活動等）の創出をこれまでよりも積極的に進めていきます。

(4) 健康づくりの取組

- ① いきいき百歳体操における体力づくりや、にこにこ教室※における介護予防の取組を各地域で実施してもらおうよう支援しています。この体操は運動機能低下防止だけでなく、仲間づくりによる閉じこもりの防止にもつながり、フレイル予防にも効果があるため、今後も取組を広げていきます。



いきいき百歳体操(喜連西地域)

- ② 平野区老人福祉センターや各地域の老人憩の家等で実施している健康増進の取組と連携・協働し、みなさんの健康寿命を延ばす取組を推進します。健康寿命を延ばすためには、運動等の健康づくりが大切であり、平野区健康づくり推進協議会と連携した啓発や地域における健康づくり活動等に取り組んでいきます。加えて、栄養バランスの摂れた食事にも密接に関係しており、みなさんが健やかな食生活を送ることができるよう、平野区食生活改善推進員協議会と連携した啓発を引き続き行っていきます。
- ③ 地域福祉を推進していくためには、医療機関や保健分野との連携が非常に大切になります。「地域包括ケアシステム」が機能し、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けていくためには、在宅医療・介護連携による提供体制の構築が不可欠であり、平野区でも取組を進めています。また、誰もが地域で安心して暮らす上で適切な医療を日常的に受けられる環境にあるためには、健康に関することを何でも相談できるかかりつけ医療機関※（医者・歯医者・調剤薬局等）を持つことも重要です。「平野区在宅医療ケアネットワーク委員会※」において、多様な関係団体の連携による医療と福祉の提供体制の構築を推進します。
- ④ 口腔機能の維持は、自分の口で食事するために必要不可欠であり、ひいては、身体と心が健康であるために大切なことです。日常生活における口腔ケア※は健康寿命を延ばす上でも大切で、むし歯や歯周病、口臭等の予防のほか、高齢者にとっては、QOL※の向上にもつながります。地域の様々な活動の中で、口腔ケアの必要性を周知していきます。

2 障がいのある人もない人もみんなですえあえる 平野区をめざして

(1) 障がいへの理解促進の取組

- ① 平野区内において、障がいのある人への気持ちに寄り添えず、自死された事案が発生しました。このような出来事が起きないようにするためには、障がいや障がいのある人への正しい理解を持っていただくことが重要です。引き続き、障害者差別解消法で示されている「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」の考え方が広く認識されるよう周知・啓発に取り組んでいきます。
- ② 発達障がいや外見では分かりにくい障がい等により、住んでいる地域で何かしらの生きづらさを感じている人たちへの理解促進が必要です。引き続き、区社協やエルム大阪等の関係機関と連携して周知・啓発に取り組んでいきます。
- ③ 幼少期から支援を必要としている人を理解し、支える人（担い手）も支えられる人（受け手）もお互いに支えあえる気持ちを育むことが大切です。今後も、市立小中学校の児童・生徒に対して、「福祉の心を育む」取組を進めていきます。
- ④ 多様な障がいの特性や障がいのある人への必要な配慮等を理解する「あいサポート運動※」を周知し、困っている様子を見かけたら、ちょっとした手助けや配慮ができる環境づくりを推進します。

(2) 相談支援の取組

- ① 障がいのある人が必要なサービスを安心して利用できる環境づくりを進めるため、平野区地域自立支援協議会※や平野区障がい者基幹相談支援センターと連携を密にしていきます。また、相談から福祉サービス等の支援に円滑につなぐため、利用できるサービスの情報が分かりやすく、活用しやすい周知方法を検討していきます。
- ② 身近な相談先である地域福祉活動コーディネーターのスキルアップを、平野区地域自立支援協議会と連携しながら区役所と区社協が取り組んでいきます。
- ③ 住んでいる地域で生活のしづらさを抱えている人も多くいます。区社協で行っている発達障がいやひきこもりの当事者とその家族を支援する取組や、各種相談機関で実施している障がい等に関する支援の取組と連携していきます。

(3) 地域・社会参加を促す取組

- ① 障がいのある人が地域で安心して暮らしやすいと感じることのできる社会の実現をめざして、障がいのある人を支援する相談機関や区社協と連携し、障がいの特性を理解する学習の機会をつくっていきます。さらに、それぞれの地域で活動する団体で構成されている地域活動協議会等が実施している地域活動に、障がいのある人の参加が促進され、障がいの有無に関わらず地域での交流につながっていくよう取り組んでいきます。
- ② 障がいのある人もない人も、誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりをめざして、平野区地域自立支援協議会と連携した地域におけるスポーツの普及・啓発に努めていきます。また、地域内で従前から親しまれているニュースポーツ等に障がいのある人が気軽に参加できるよう働きかけていきます。
- ③ 就労をめざす障がいのある人が就労支援等の障がい福祉サービス利用にスムーズにつながるよう、また、地域就業支援のネットワークが充実するよう関係機関と連携して取り組んでいきます。

(4) 障がいのある人やその家族が安心して暮らせるための取組

- ① 地域住民同士が「あいさつ」や「声かけ」等、気にかける活動をするのが緩やかな見守り活動となります。地域に住む住民には重度の障がいや要介護状態等（要援護者）、何らかのサポートを必要としている人も生活しています。日頃の見守り活動につなげるため、要援護者から同意をもらい、民生委員・児童委員等の見守り訪問に活用する「要援護者名簿」を作成しています。



見守り訪問（瓜破西地域）

- ② 台風等による水害と地震・津波への備えは安心して暮らしていくために、誰にとっても重要です。要援護者はそれぞれの状態によって避難することが難しい場合があることから、避難行動要支援者の個別避難計画を地域の自主防災組織や地域包括支援センター・区社協等と連携して策定していきます。
- ③ 認知症や障がいによる判断理解力の低下は、日常生活での様々な不自由をきたす要因となる恐れがあります。高齢者や障がい者の権利擁護の観点から、区社協では福祉サービス等の利用援助や金銭管理・預かりサービスを行う「あんしんさぽーと※（日常生活自立支援事業）」を実施しています。また、財産管理や契約行為、身上監護等の法律行為が適切に行われるよう、民法で成年後見制度が規定されています。成年後見支援センターでの相談、申立人がいない場合は市長権限による申立により、成年後見制度が適切に利用できるよう取り組んでいきます。
- ④ 高齢者や障がい者が地域で安心して暮らす上で、人権が守られることは非常に重要です。高齢者や障がい者への虐待が生じる際には、家庭に複雑な背景や要因がある場合が多く、支援を適切に実施するための専門的で高度な支援スキルが必要になります。区役所、医療機関、民生委員・児童委員等による「平野区障がい者・高齢者虐待防止連絡会議※」における連携体制の構築や「虐待防止活動評価検討会※」での事例共有と進捗管理等、虐待防止に対する体制構築を進めていきます。
- ⑤ 障がいや高齢、生活の困窮等の複合的な課題を抱えた世帯には、既存の制度や仕組みでは解決が困難なことが多いため、今後も「総合的な相談支援体制の充実（つながる場）」事業を実施していきます。また、必要に応じてスーパーバイザーの助言を活用しながら、相談機関、専門職等が分野を超えて連携し、対象者へ適切な支援が届く体制づくりを推進します。

3 こども・子育て世帯をみんなで支えあえる 平野区をめざして

(1) 妊娠期から切れ目ない子育て支援体制の強化への取組

① 妊娠の届け出から始まり、妊産婦健診※や乳幼児健診※、各種予防接種、保健師や助産師による支援、臨床心理職員による相談等、幅広い内容で産前産後の支援を行っていきます。

② 障がいのあるこどもを早期に発見して適切なサービスにつないでいくことで、保護者の負担も軽減されることもあります。引き続き、乳幼児健診等において発達の気になるこどものいる世帯への取組を進めていきます。

③ 就学前の生活習慣の定着に向けた「4歳児訪問事業※」において、絵本の配付や健康教育に取り組んでいきます。

④ 地域や大学と連携して、「こども学力サポート事業※」を実施し、小学生の学習習慣の定着を支援します。特に、小中学校で教育分野と福祉分野、地域資源が連携した支援として、こどもサポートネット事業※も継続して進めていきます。

⑤ 小中学生の不登校対策として「こどもの生きる力育成支援事業※」を、高校生の年代では「ひらの青春生活応援事業※」を実施し、伴走型支援に取り組んでいきます。

⑥ 平野区の未来を担うこどもたちを、元気で健やかに育てていくため、また、平野区のこどもたちを元気にするために、「平野区のこどもたちを元気にする宣言※」を平成26年5月に行いました。この理念のもと、平野区のこどもたちが夢と希望と誇りを持ち、未来にきらめく「ひらのっこ」を育てるため、こどもたちの「生きる力」育成プロジェクト+10（プラステン）※を推進していきます。



ひらの青春生活応援事業のリーフレット



平野区のこどもたちを元気にする宣言文



(2) 相談支援の取組

- ① 区役所子育て支援室では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受け付けています。子どもの発達等の様々な相談、DV※の相談に関して、保健師や保育士、家庭児童相談員等による対応のほか、専門的な対応ができる機関の紹介を行っています。また、ヤングケアラー※に関する相談も行っています。
- ② 子育て支援センターや子ども子育てプラザで行っている出張相談等とも連携し、身近な場所で子ども、子育てに関する相談がしやすい環境づくりに努めていきます。
- ③ これまでに保育園や幼稚園を利用希望する家庭への情報提供の機会として「幼稚園・保育園等情報フェア」を開催しています。また、保育園や幼稚園の利用に関する相談に対しては、子育てコンシェルジュ※（利用者支援専門員）によるきめ細やかな対応を引き続き行っていきます。
- ④ ひとり親家庭への支援として、ひとり親家庭サポーター※による就業相談・離婚前相談、自立支援給付金等の各種相談を行うほか、弁護士による離婚・養育費相談も継続して行っていきます。
- ⑤ 現代の子どもが抱える悩みは、友人関係や勉学、不登校等、多岐にわたり、複雑化している現状があります。地域の身近な相談相手として民生委員・児童委員がいます。その中でも、子ども、子育てに関する支援を専門とする主任児童委員がいて、地区担当の民生委員・児童委員や学校園、行政等の関係機関と連携・協力して活動に取り組んでいます。様々な機会を活用して民生委員・児童委員、主任児童委員の取組を周知しながら、子育ての相談がしやすい地域づくりに取り組んでいきます。

(3) 子育て支援のネットワークづくりの取組

- ① 平野区内の子育て支援関係者による「平野区子育て支援関係者連絡会」を結成し、子育て支援情報「ひらの子育てのWA！情報」発行のほか、区ホームページやLINE・facebook等のSNSと併せて、子育て情報の発信に取り組んでいきます。
- ② こどもの遊び場や子育て情報の提供等を行う「子育てフェスタ」を開催し、企業等と連携を強化していきます。現在多くの企業や個人が登録している「キッズひらちゃん子育て応援団※」と協働して、各種イベントも開催していきます。
- ③ 市立の小中学校は、こどもの学びの場だけの役割ではなく、災害時の防災の拠点や地域コミュニティ活動の拠点、生涯学習の場等、様々な役割を担っています。学校に通う子どもとその保護者のみに関わる場所ではなく、地域に開かれた場所として自然に住民がつながるような学校づくりをめざしていきます。
- ④ それぞれの地域で子育て世帯同士のつながりづくりや地域住民とのふれあいの機会として「子育てサロン※」を実施しています。平野区の子育て力が充実できるよう協働・支援していきます。
- ⑤ 区内でこどもの居場所活動や子ども食堂に取り組んでいる団体等で構成される「平野区みんな食堂ネットワーク※」と連携して、地域住民の交流や多世代の交流の場となり次世代育成が進んでいくよう情報発信等に取り組んでいきます。



子育てフェスタ

- ⑥ 様々な事情で親と暮らすことができない子どもが多くいます。子どもが成長する過程の中で信頼できる大人との愛着形成が重要になり、家庭と同じような環境で生活できる里親※について、その取組が広がるよう周知・啓発を進めていきます。



(4) 児童虐待への取組

- ① 区役所子育て支援室に親子ケア支援員※を配置し、増加する児童虐待通告への対応や、虐待リスクのある世帯への支援を行っています。また、子育て支援室と保健活動担当が連携・情報共有して、妊娠期からその家庭に関わり、新生児・乳幼児の虐待死防止に取り組んでいます。
- ② 南部こども相談センターや学校園、児童福祉団体等で構成している「要保護児童対策地域協議会※」では、代表者レベルで児童虐待への取組状況や方針を確認するとともに、実務者レベルでの協議や連携、情報共有も随時行っています。児童虐待の防止に向けて、多様な親の生活状況や特性を踏まえて、育児スキルの向上や普及啓発、養育環境のサポート等の取組を継続して行っています。
- ③ 子育て支援機関において、支援の困難なケースや対応に困った場合には、積極的に福祉分野や心理分野等の専門家によるスーパーバイズを受け、適切な支援につなげていきます。
- ④ 民生委員・児童委員、主任児童委員は、児童虐待防止の観点から妊娠中の母親からの相談や地域のサロン活動を通じての子育て相談により、親が育児疲れや地域からの孤立をしないように活動しています。また、保育園や幼稚園、小中学校等の関係機関との連携を日頃から行いながら、地域の中で「見守り」を行っています。引き続き、地域におけるこどもの健全育成活動を行っていきます。
- ⑤ 重大な児童虐待をなくすためには、未然防止・早期発見・早期対応が非常に重要です。この取組は行政や子育て支援機関だけで取り組んでいくものではなく、平野区に関わる全ての人々が次世代育成を推進していくため、児童虐待のない平野区に取り組んでいくことが重要であると認識が共有されるよう、引き続き、取り組んでいきます。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

4 安全で安心な平野区をめざして

(1) セーフティネット構築の取組

- ① 暮らしの悩みに関する個別の相談は、生活困窮者自立相談支援を担当している「暮らしサポートセンター平野」が窓口となっています。様々な関係機関と連携しながら、自立した生活に向けた就労支援・家計改善・法律相談等の伴走型個別支援や、住居確保給付金の手続きを実施しています。現在生活に困窮している場合だけでなく、何かしらの理由により今後困窮状態に陥る恐れのある人についても、相談対象としています。相談者の状況に応じて区役所生活保護担当へつなぐ等、最低限度の生活保障確保に向けた取組も行っており、生活保護受付面接担当者との連携を深めるため、定期的な意見交換を開始したところです。また、区役所生活保護担当では、就労される等、生活保護が不要でなくなった際に、健康保険等の必要な手続きの説明と併せて、再び生活に困りそうな時には、生活保護担当よりも前に暮らしの悩み事を相談できる場所として「暮らしサポートセンター平野」の周知を徹底し、セーフティネットとしてお互いの連携を強化していきます。
- ② 地域で孤立しない取組として、大阪市では電気・ガス・水道のライフライン事業者や、郵便・新聞等の配送を行う事業者等と連携した見守り活動を行っています。支援を必要とする人を早期に発見できるよう、さらに関係機関や地域と連携していきます。
- ③ 生活に困り事を抱えている人への支援のため、区内の多数の相談支援機関が「平野区セーフティネット連絡会※」に参画し、事例や情報の共有を図りながら連携・協働できる関係づくりに取り組んでいます。複合的な課題には、「総合的な相談支援体制の充実（つながる場）」事業を通じて支援方針の共有や役割分担の整理等、対象者へ適切な支援が届くような体制づくりを構築しています。
- ④ 堆積物を屋内に溜め込んで処理することができなくなり、悪臭や害虫等により生活環境が悪化している、いわゆる「ごみ屋敷」問題については、堆積者への福祉的支援が必要な場合が多くあります。また、防火の観点からも対応が必要となります。区役所と区社協等の関係機関、加えて地域での見守り機能が連携して関わりながら、解決に向けた取組を進めていきます。

(2) 防災・防犯の取組

① 自身やご家族に障がいや介護等に起因して、医療機器や福祉的用具等が必要な人がいる場合は、日頃から避難の方法や避難所生活を見据えた準備をしていく必要があります。引き続き、市民防災マニュアル等を活用した周知に取り組んでいきます。

② 災害時に福祉的な支援を必要としている人がいることが広く認識されるようになり、防災分野と福祉分野の連携が重要です。日頃から行われている地域のみなさんによる見守り活動等の地域活動は、顔の見える関係づくりに留まらず、災害時に支援の必要な人に対してどのようなサポートが必要であるかを把握する良いきっかけになります。大規模な災害が発生した場合、自身やご家族の安全確保だけでなく、隣近所を気にかける等、共助の意識を醸成する取組を進めます。また、緊急的な医療的措置が必要となる人が多数生じる恐れもあります。引き続き、自主防災組織や防災リーダー等が行っている防災訓練や避難所開設訓練と協働して防災意識を高める取組を行い、避難所での医療救護体制の検討にも取り組んでいきます。

③ 区内には、重機や建設機械等を持っている企業や事業所が多数あります。災害時にはそういった道具や技術の提供をいただくことで、地域における災害応急対策や迅速な復興支援が期待できます。「防災協力企業※」等の地域貢献活動やNPO法人による非営利活動のような民助をこれまでよりも広く呼びかけていきます。

④ 平野区では高齢者の特殊詐欺の被害が多く発生しています。犯罪のない平野区をめざして、地域の青色防犯パトロール活動や警察との連携を強化していきます。



防災フェスティバル（平野地域）

(3) 地域力アップへの取組

① 安全で安心なまちづくりのためには、地域コミュニティの活性が必要です。地域活動協議会等が開催する様々な人が交流できる行事を区社協と連携して支援していきます。また、地域行事を通じて新たなボランティアの発掘や育成への取組にも地域団体や企業・NPOと連携して取り組んでいきます。

② 平野区では多様な国籍の住民が多く生活しています。言葉や生活習慣の違いによる暮らしにくさやトラブル、生活上の不便や不自由さが生じないように、多様な文化が尊重され、日常生活の中で自然に生活し続けることができる平野区をめざします。

③ 令和2年から拡大した新型コロナウイルス感染症の影響で、それぞれの地域で行ってきた活動や取組が制約を受けている状況です。地域活動の停滞により社会的孤立に陥る世帯や福祉的支援の必要性を見逃されるリスクが高まる可能性があります。新しい生活様式により、十分な感染症対策を行った地域活動への支援を行っていきます。今後も想定される新たな感染症への対策も、地域と情報連携しながら地域活動を支援していきます。



青空喫茶（喜連北地域）

④ 地域での活動を継続していくためには、人材確保のほかに、一定規模の財源も必要です。地域から俯瞰した場合、行政からの補助金等の支援の他にも外部の関係者からの資金調達の工夫も必要です。財源の確保について、賛助制度の創出や有償のボランティア活動による収益増を検討する等、平野区まちづくりセンター※や区社協と連携して取り組んでいく必要があります。